

定置式製造設備の技術基準等の見直し後の規制のイメージ【規則第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項】

審議済み
資料 2-1 にて審議するもの
性能規定化（今回提案）
明確化、整理統合、その他

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
4	1		<p>【現行規則】 製造設備が定置式製造設備であって、火薬類の製造作業(不発弾等の解撤作業を除く。)を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p>		
4	1	1	<p>【現行規則】 一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を明記した掲示板を設け、製造所内は、危険区域を明瞭に定め、危険区域の周囲には、境界さくを設ける等の危険区域が明確に判別できるような措置を講じ、見やすい場所に警戒札を建てること。</p> <p>【規制の趣旨】 みだりに無関係な者が立ち入らないようにするための規定</p> <p>【見直しの考え方】 性能規定化してはどうか。</p>	<p>【改正案】 一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を掲示し、製造所内は、危険区域を明瞭に定め、危険区域の周囲には、<u>危険区域が明確に判別できるような措置を講じ、見やすい場所に警戒札を掲示すること。</u></p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第 4 条第 1 項第 1 号に規定する<u>危険区域</u>が明確に判別できるような措置は、次のいずれかの方法によるものとする。 1. 柵の設置 2. ロープの設置 3. ライン塗装</p>
4	1	2	<p>【現行規則】 二 危険区域には、<u>作業上やむを得ない施設以外</u>のものは設置しないこと。</p> <p>【規制の趣旨】 危険区域に、爆発／火災が発生する施設を設置させないための規定</p> <p>【見直しの考え方】 「作業場やむを得ない」に関し、製造に係る作業であることの明確化してはどうか。</p>	<p>【改正案】 二 危険区域には、<u>製造その他の作業上やむを得ない施設以外</u>のものは設置しないこと。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
4	1	3	<p>【現行規則】 三 <u>第一号の境界さくが森林内に設けられた場合には、その境界さくに沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設けること</u></p> <p>【規制の趣旨】 危険区域が森林内に設けられている場合、森林火災による危険区域への延焼を防ぐために、境界さくの外側 2m 幅以上の空地の設置を義務付けている。</p>	<p>【改正案】 三 <u>危険区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第 4 条第 1 項第 3 号に規定する延焼を防止するための措置とは、危険区域に隣接する森林と危険区域の境界線との間に幅 2m 以上の防火のための空地を設けることとする。 (※) 森林から製造所に向けての火災、製造所から森林への火災を共に考慮する。</p>
4	1	4	<p>【現行規則】 四 危険工室(不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。)、火薬類一時置場(不発弾等一時置場を除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。)、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場(以下「危険工室等」という。))は、製造所外の保安物件に対して、信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るもの以外のものにあつては次の表(イ)の、信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るものにあつては同表(ロ)の保安距離(保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合には、経済産業大臣が告示で定める保安距離)をとること。この場合において、これらの表の保安距離に対応する停滞量を超過して火薬類を存置する場合の保安距離は、次の算式により計算した距離とする。ただし、ニトロ基を三以上含むニトロ化合物又はペンタエリスリットテトラナイトレート(の硝化工室については、存置する数量にかかわらず、第一種保安物件又は第二種保安物件に対しては百メートル、第三種保安物件又は第四種保安物件に対しては五十メートル、導火線若しくは電気導火線又は第一条の五第一号へ(2)に掲げるがん具煙火以外のがん具煙火のみの火薬類一時置場については、存置する数量にかかわらず、十メートルとする。</p> <p>距離＝((分母の停滞量に対する保安距離)×(存置しようとする数量の立方根))／この表の停滞量の立方根</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
4	1	4 の 2	<p>【現行規則】 四の二 危険工室等は、製造所内の他の施設に対して経済産業大臣が告示で定める保安間隔をとること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造(経済産業大臣が告示で定める構造をいう。以下同じ。)の危険工室その他の危険工室等を経済産業大臣が告示で定める</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			基準により互いに接続する場合には、この限りでない。		
4	1	5	【現行規則】 五 ボイラー室及び煙突は、危険区域内に設けないこと。ただし、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突を除く。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
4	1	5 の 2	【現行規則】 五の二 煙火の製造所にあつては、粉塵爆発の危険性が高いものとして経済産業大臣が告示で定める金属粉を貯蔵する原料薬品貯蔵所を危険区域内に設けないこと。	【改正案】 五の二 煙火の製造所にあつては、粉じん爆発の危険性が高いものとして経済産業大臣が告示で定める金属粉を貯蔵する原料薬品貯蔵所を危険区域内に設けないこと。	【例示基準案】 なし
4	1	6	【現行規則】 六 爆発の危険のある工室(不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。)は、別棟とし、火焰に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合には、建築材料については、この限りでない。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
4	1	7	【現行規則】 七 信号焰管、信号火せん若しくは煙火の製造所又は火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつて、これを原料として信号焰管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの(以下「煙火等の製造所」と総称する。)以外の製造所にあつては、爆発の危険のある工室(火薬又は爆薬の停滞量(火工品にあつては、その原料をなす火薬又は爆薬の停滞量)が三十キログラム以下の放爆式構造又は準放爆式構造の工室であつて、放爆面の方向に第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設けているものを除く。)又は火薬類一時置場には、第三十一条各号の基準による土堤を設けること。ただし、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十七条の四第一項に規定する基準に比して同等以上であるもの又は導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土堤を省略し、放爆式構造若しくは準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤を省略することができる。	【改正案】 七 信号焰管、信号火せん若しくは煙火の製造所又は火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつて、これを原料として信号焰管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの(以下「煙火等の製造所」と総称する。)以外の製造所にあつては、爆発の危険のある工室(火薬又は爆薬の停滞量(火工品にあつては、その原料をなす火薬又は爆薬の停滞量)が三十キログラム以下の放爆式構造又は準放爆式構造の工室であつて、放爆面の方向に第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設けているものを除く。)又は火薬類一時置場には、第三十一条に規定する土堤を設けること。ただし、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十七条の四第一項に規定する基準に比して同等以上であるもの又は導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土堤を省略し、放爆式構造若しくは準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤を省略することができる。	【例示基準案】 なし
4	1	7 の 2	【現行規則】 七の二 煙火等の製造所にあつては、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場には、第三十一条各号の基準による土堤、第三十一条の二に規定する基準による簡易土堤又は第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設けること。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略し、放爆式構造又は準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、製造所外の保安物件に対する保安距離若しくは製造所内の他の施設に対する保安間隔が第四号の規定による保安距離若しくは第四号の二の規定による保安間隔の四倍以上の危険工室又は火薬類一時置場にあつては当該方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、当該保安距離若しくは保安間隔が二倍以上四倍未満の危険工室又は火薬類一時置場にあつては防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講ずることに代えることができる。	【改正案】 七の二 煙火等の製造所にあつては、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場には、第三十一条に規定する土堤、第三十一条の二に規定する簡易土堤又は第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設けること。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略し、放爆式構造又は準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、製造所外の保安物件に対する保安距離若しくは製造所内の他の施設に対する保安間隔が第四号の規定による保安距離若しくは第四号の二の規定による保安間隔の四倍以上の危険工室又は火薬類一時置場にあつては当該方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、当該保安距離若しくは保安間隔が二倍以上四倍未満の危険工室又は火薬類一時置場にあつては防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講ずることに代えることができる。	【例示基準案】 なし
4	1	7 の 3	【現行規則】 七の三 危険工室及び火薬又は爆薬の停滞量(火工品にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滞量)が百キログラムを超える火薬類一時置場にあつては、第三十条の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による避雷装置を設けること。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるもの並びに導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものについては、この限りでない。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
4	1	8	【現行規則】 八 発火の危険のある工室(不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。)は、別棟とし、耐火性構造とすること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
4	1	9	【現行規則】 九 発火の危険のある工室と他の施設(発火の危険のある工室と連絡する渡り廊下のある施設並びに煙火等	【改正案】 九 発火の危険のある工室と他の施設(発火の危険のある工室と連絡する渡り廊下のある施設並びに煙火等	【例示基準案】 なし

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			<p>の製造所における発火の危険のある工室との保安距離が第四号に規定する保安距離の二倍未満である製造所外の保安物件及び発火の危険のある工室との保安間隔が第四号の二に規定する保安間隔の二倍未満である製造所内の施設をいう。)との間に防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講ずること。</p> <p>【規制の趣旨】 火薬類が発火した際に、燃え広がらないようにするための規定</p> <p>【見直しの考え方】 「防火壁の設置」が「延焼を遮断する措置」の一部であることの明確化してはどうか。</p>	<p>の製造所における発火の危険のある工室との保安距離が第四号に規定する保安距離の二倍未満である製造所外の保安物件及び発火の危険のある工室との保安間隔が第四号の二に規定する保安間隔の二倍未満である製造所内の施設をいう。)との間に、防火壁の設置<u>その他の延焼を遮断するための措置</u>を講ずること。</p>	
4	1	9 の 2	<p>【現行規則】 九の二 危険工室の発火の危険のある設備には、必要に応じて自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。</p> <p>【規制の趣旨】 火薬類が発火した際に、燃え広がらないようにするための規定</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
4	1	9 の 3	<p>【現行規則】 九の三 無煙火薬を存置する火薬類一時置場(火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く。以下第十一号の二、第十四号の二及び第二十六号の二において同じ。)には、<u>経済産業大臣が告示で定める基準によるスプリンクラー設備を設けること。</u></p> <p>十一の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場に窓を設ける場合には、<u>暗幕その他の遮光のための設備を設けること。</u></p> <p>十四の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場には、<u>床面から一・五メートルの高さに温湿度記録計を設置するとともに、当該火薬類一時置場内の温度を四十度以下に保ち、かつ、相対湿度を七十五パーセント以下に保つこと。この場合において、温湿度調整装置を設置するときは、当該火薬類一時置場の構造及び当該無煙火薬の種類に応じて、防爆性能を有する構造のものを設置すること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 ・火薬類が発火した際に、燃え広がらないようにするための規定 ・窓から差し込む直射日光により、火薬類が爆発・発火しないようにするための規定 ・火薬類が温湿度により爆発・発火しないようにするための規定</p> <p>【見直しの考え方】 性能規定化してはどうか。</p>	<p>【改正案】 ※第9号の3、第11号の2、第14号の2を統合</p> <p>九の三 無煙火薬を存置する火薬類一時置場(火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く。第二十六号の二において同じ。)には、<u>当該無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準案】</p> <p>●施行規則第4条第1項第9号の3に規定する無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置とは、次の各号の基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 床面から1.5メートルの高さに防爆性能を有する構造の温湿度記録計を設置すること 2. 当該火薬類一時置場内の温度を40度以下に保ち、かつ、相対湿度を75パーセント以下に保つこと 3. 無煙火薬を存置する火薬類一時置場に窓を設ける場合には、暗幕その他の遮光のための設備を設けること。 <p>●施行規則第4条第1項第9号の3に規定する無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置とは、次に掲げる基準に適合するスプリンクラー設備を設けることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スプリンクラーヘッドは、開放型スプリンクラーヘッドとし、当該火薬類一時置場の天井又は小屋裏で室内に面する部分に、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第13条の2第4項第1号ニ及びホに規定する技術上の基準に従い、かつ、当該天井又は小屋裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、1.7m以下となるように設けること。 2. 水源は、スプリンクラーヘッドの個数に1.6立方mを乗じて得た量以上の量となるように設けること。この場合において、水源に連結する加圧送水装置(消防法施行規則第14条第1項第11号に規定するものをいう。)は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。ただし、水源の水位がポンプより低い位置にある加圧送水装置にあっては、消防法施行規則第12条第1項第3号の2の規定に従い、呼水装置を設けること。 3. スプリンクラー設備は、スプリンクラーヘッドの個数を同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が0.1MPa以上で、かつ、放水量が80L毎分以上で放水することができる性能のものとする。 4. スプリンクラー設備は、自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用スプリンクラーヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるものとする。 5. 一斉開放弁の二次側配管の部分には、放水することなく当該弁の作動を試験するための装置を設けること。 6. 制御弁は、消防法施行規則第14条第1項第3号の規定により設けること。 7. 流水検知装置は、湿式のものとし、消防法施行規則第14条第1項第4号の4及び第4号の5の規定により設けること。 8. 非常電源は、消防法施行規則第12条第1項第4号の規定により設けること。 9. 操作回路の配線は、消防法施行規則第12条第1項第5号の規定に準じて設けること。 10. 配管は、消防法施行規則第12条第1項第6号の規定に準じて設けること。 11. 貯水槽等には消防法施行規則第12条第1項第9号に規定する措置を講ずること。
4	1	10	<p>【現行規則】 十 危険工室の付近には、<u>貯水池、貯水槽、非常栓等の消火の設備を設けること。</u></p>	<p>【改正案】 十 危険工室の付近には、<u>消火のための設備</u>を設けること。</p>	<p>【例示基準案】</p>

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			<p>【規制の趣旨】 火薬類が発火した際に、燃え広がらないようにするための規定</p> <p>【見直しの考え方】 性能規定化してはどうか。</p>		<p>●施行規則第4条第1項第10号に規定する消火のための設備を設けることとは、次に掲げる設備のうち1種類以上を設置することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貯水池 2. 貯水槽 3. 消火栓
4	1	11	<p>【現行規則】 十一 危険工室には、非常の際の避難に便利ようにできるだけ多くの窓及び出口を設け、それらの扉は外開きとし、その金具(硝安油剤爆薬又は含水爆薬を取り扱う危険工室の扉の金具を除く。)は、直接鉄と摩擦する部分には、銅、真ちゆう等を使用し、かつ、直射日光を受ける部分の窓ガラスは、不透明のものを使用すること。ただし、次のイ又は口のいずれかの場合にあっては、それぞれ当該イ又は口に定めるものを外開きとしないことができる。 イ 二箇所以上の適切な数の出口を設けた場合 窓の扉 ロ 積雪のため窓又は出口の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合 窓又は出口の扉</p>	<p>【改正案】 十一 危険工室の窓及び出口は、次のイからハまでに定めるところによること。 イ 危険工室の窓及び出口は、非常の際に容易に避難できる構造とすること。 ロ 危険工室の扉及び窓に用いる金具は、摩擦により取り扱う火薬類が爆発し又は発火するおそれのない材質のものとすること。ただし、火薬類が飛散するおそれのないときは、この限りでない。 ハ 危険工室の窓には、直射日光により取り扱う火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。ただし、直射日光により取り扱う火薬類が爆発し又は発火するおそれのないときは、この限りでない。</p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条第1項第11号イに規定する非常の際に容易に避難できる構造は、次の基準によるものとする。 1. 非常の際の避難に便利ようにできるだけ多くの窓及び出口を設けること。 2. 出口の扉は外開きとすること。(積雪のため出口の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合は、この限りでない。) 3. 窓の扉は外開きとすること。(非常の際の避難に便利ように2カ所以上の適切な数の出口を設けた場合、又は、積雪のため窓の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合はこの限りでない。)</p> <p>●施行規則第4条第1項第11号ロに規定する摩擦により当該火薬類が爆発又は発火するおそれのない材質とは、直接鉄と摩擦する部分の材質を、銅、又は真鍮とする。</p> <p>●施行規則第4条第1項第11号ハに規定する危険工室の窓に施す火薬類の爆発又は発火を防止するための措置は、直射日光を受ける部分の窓に不透明のものを使用する又は遮光フィルムを貼ることとする。</p>
4	1	11の2	<p>【現行規則】 十一の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場に窓を設ける場合には、暗幕その他の遮光のための設備を設けること。</p>	<p>【改正案】 削除(9号の3に統合)</p>	
4	1	12	<p>【現行規則】 十二 危険工室の内面は、土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。 十三 危険工室の床面は、次のイ及びロに適合すること。 イ 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料を使用すること。ただし、電気雷管の製造所又は煙火等の製造所にあっては、床材として木板を使用することができ、また、次の(1)又は(2)のいずれかの危険工室にあっては、コンクリート打ちモルタル仕上げ又はコンクリート打ち塗装仕上げとすることができる。 (1) 製造設備の構造上、火薬類が設備外にこぼれることがなく、床面に落下又は飛散するおそれがない危険工室 (2) 取り扱われる火薬類の種類若しくは状態又は危険工室の床面の状態にかんがみ、当該火薬類が、床面への落下等により床面との衝撃又は摩擦(危険工室内で起こり得るものをいう。)を生じさせた場合であっても、爆発又は発火のおそれがないと認められる危険工室 ロ 火薬類が浸透し、又はその粉末が浸入しないような措置を講ずること。 二十二 火薬類の飛散するおそれのある工室の天井及び内壁は、隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかなになるような措置を講ずること。</p> <p>【規制の趣旨】 (十二号) 工室内で取り扱う火薬類への壁由来の不純物の混入による、火薬類が不純物との摩擦や化学反応による火薬類の発火を防止。 工室内で取り扱う火薬類が床面に落下した際の鉄との摩擦又は衝撃での発火を防止 (十三号) 工室内で取り扱う火薬類が床に落下した際の衝撃又は床にたい積した火薬類の摩擦による発火防止及び火薬類の床面への浸透による床面への堆積防止。 (二十二号) 工室内で取り扱う火薬類が飛散し、天井、壁の隙間に堆積することを防止。また、天井、壁に付着した火薬類を水洗で容易に取り除くことができる措置。</p>	<p>【改正案】 ※12号、13号、22号を統合 十二 危険工室の内面は、次のイから二までに定めるところによること。 イ 危険工室の内面には、内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置を講ずること。ただし、内面の一部が火薬類に混入することにより、当該火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火するおそれがないときは、この限りでない。 ロ 危険工室の内面には、飛散した火薬類の浸透又は侵入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置を講ずること。ただし、火薬類が飛散するおそれがないときは、この限りでない。 ハ 危険工室の床面には、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、火薬類が設備外にこぼれるおそれがないとき又は火薬類が落下することにより爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。 ニ 危険工室の床面には、鉄類を表さないこと。</p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条第1項第12号ロに規定する危険工室の内面の飛散した火薬類の浸透又は侵入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置とは、内面は隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかであることとする。</p> <p>●施行規則第4条第1項第12号ハに規定する危険工室の床面の火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置は、次の基準によるものとする。 1. 床材は、鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料であること。 2. 電気雷管の製造所又は煙火等の製造所にあっては、1. に加え、床材として木板を使用することができる。</p>
4	1	13	<p>【現行規則】 十三 危険工室の床面は、次のイ及びロに適合すること。</p>	<p>【改正案】 削除(12号に統合)</p>	

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			<p>イ 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料を使用すること。ただし、電気雷管の製造所又は煙火等の製造所にあつては、床材として木板を使用することができ、また、次の(1)又は(2)のいずれかの危険工室にあつては、コンクリート打ちモルタル仕上げ又はコンクリート打ち塗装仕上げとすることができる。</p> <p>(1) 製造設備の構造上、火薬類が設備外にこぼれることがなく、床面に落下又は飛散するおそれがない危険工室</p> <p>(2) 取り扱われる火薬類の種類若しくは状態又は危険工室の床面の状態にかんがみ、当該火薬類が、床面への落下等により床面との衝撃又は摩擦(危険工室内で起こり得るものをいう。)を生じさせた場合であっても、爆発又は発火のおそれがないと認められる危険工室</p> <p>ロ 火薬類が浸透し、又はその粉末が浸入しないような措置を講ずること。</p> <p>【規制の趣旨】 工室内で取り扱う火薬類が床に落下した際の衝撃又は床にたい積した火薬類の摩擦による発火防止及び火薬類の床面への浸透による床面への堆積防止。</p>		
4	1	14	<p>【現行規則】 十四 危険工室内には、原動機及び温湿度調整装置を据付けないこと。ただし、爆発又は発火を起こすおそれのない場合には、この限りでない。</p>	<p>【改正案】 十四 危険工室内には、原動機及び温湿度調整装置を据付けないこと。ただし、取り扱う火薬類を爆発させ、又は発火させるおそれがないときには、この限りでない。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
4	1	14の2	<p>【現行規則】 十四の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場には、床面から一・五メートルの高さに温湿度記録計を設置するとともに、当該火薬類一時置場内の温度を四十度以下に保ち、かつ、相対湿度を七十五パーセント以下に保つこと。この場合において、温湿度調整装置を設置するときは、当該火薬類一時置場の構造及び当該無煙火薬の種類に応じて、防爆性能を有する構造のものを設置すること。</p> <p>【規制の趣旨】 無煙火薬は温度、湿度、光で分解が進んだ場合、発火しやすくなる。発火した場合は、燃焼から爆轟に遷移する可能性があることから、そうした分解や自然発火を抑制する措置や万が一発火した場合に爆轟遷移を防止するためスプリンクラーの設置等が規定されている。</p>	<p>【改正案】 削除(9号の3に統合)</p>	
4	1	15	<p>【現行規則】 十五 危険工室内に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、作業上やむを得ない部分のほか、鉄と鉄との摩擦のないものを使用し、すべての摩擦部には、十分に滑剤を塗布し、かつ、動揺、脱落、腐しよく又は火薬類の粉末の付着若しくは浸入を防ぐ構造とすること。</p> <p>【規制の趣旨】 火薬類の発火・爆発を防止するため、危険工室内に据え付ける機械、器具及び容器に対して一律に、以下の全ての要件を求めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄と鉄との摩擦のないものを使用 ・摩擦部には十分に滑剤を塗布 ・動揺、脱落、腐食又は火薬類の付着若しくは浸入を防ぐ構造 	<p>【改正案】 十五 危険工室内に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、次のイからニに定めるところによること。</p> <p>イ 摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ロ 振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ハ 腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ニ 火薬類の付着、浸透若しくは侵入により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。</p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条第1項第15号イに規定する摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造とは、次の基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 摩擦部は、作業上やむを得ない部分を除き、鉄と鉄との摩擦のないものが使用されていること。 2. すべての摩擦部には、十分に滑剤が塗布されていること。
4	1	16	<p>【現行規則】 十六 危険工室内の暖房装置には、蒸気、熱気又は温水のほかは使用せず、かつ、燃焼しやすい物と隔離し、その熱面に火薬類の粉末又は塵あいの付着を避ける措置を講ずること。</p> <p>【規制の趣旨】 暖房装置の熱源を着火源とする危険工室(構造物)の火災や火薬類の発火・爆発を防止するため、危険工室内において利用する暖房装置の熱源には水系(蒸気、熱気、温水)のもののみ利用が可能とし、かつ、暖房装置は燃焼し易い物と隔離し、その熱面に火薬類の粉末等の付着を避ける措置を求めている。</p> <p>【見直しの考え方】 暖房装置の熱源には、工室内のものに対して着火源となるものは使用せず、加えて、従来通り暖房装置そのものの高温化による火災を防止する措置を求めることとする。こうすることで、従来は熱源に水系のものしか利用できなかったが、それ以外の熱源を利用できるようにしてはどうか。</p>	<p>【改正案】 十六 危険工室内に暖房設備を設ける場合は、取り扱う火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離すること。</p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条第1項第16号に規定する暖房設備の取り扱う火薬類の爆発又は発火を防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 危険工室内と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気(ゲージ圧0.1MPa以下とする。)による放熱体を危険工室内に設置する。この場合、放熱体の熱面には、取り外しが可能で掃除ができる構造の適当な覆いが取付けること。 2. 危険工室内と完全に隔離した熱源で加熱された熱風を危険工室内に送り込む。この場合、吹き出し口の温度は摂氏50度以下とし、前面に不燃性板等を設置して熱粉じんの飛び込みを防止すること。 3. 火薬又は爆薬の飛散のおそれがない危険工室の場合はエアコンディショナを設置することができる。この場合、吹き出し口の温度は摂氏40度以下とし、室内機の電気配線は危険工室内に表さないこと。
4	1	17	<p>【現行規則】</p>	<p>【改正案】</p>	<p>【例示基準案】</p>

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			<p>十七 危険工室内におけるパラフィン槽には、槽内のいずれの部分も摂氏百二十度を超えないように温度測定装置を備えた安全装置を付けること。</p> <p>【規制の趣旨】 火薬類の防水効果を高めるためのコーティング剤等として利用するパラフィンを貯める槽であるパラフィン槽では、パラフィンの発火と火薬類の発火を防止する観点で、槽内いずれの部分も摂氏120度を超えないことを求めている。</p> <p>【見直しの考え方】 性能規定化した上で、例示基準として有効と考えられる措置を追加してはどうか。</p>	<p>十七 危険工室内におけるパラフィン槽には、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。</p>	<p>●施行規則第4条第1項第17号に規定するパラフィン槽のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. パラフィン槽内のいずれの部分も摂氏120度を超えないように、温度測定装置を備えた安全装置を設けること。 2. パラフィンを外層の熱水により溶融させる方式の場合、自動給水器及び水が無くなったときの加熱遮断装置を設けること。
4	1	18	<p>【現行規則】 十八 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護装置を設けた電灯及び電気配線又は工室内と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。</p> <p>【規制の趣旨】 危険工室や火薬類一時置場内(以下「危険工室等」という。)を照明する設備が発火源となる火災の発生防止のため、室内における可燃性ガス等の発生可能性に関わらず一律に、漏電、可燃性ガス及び粉じん等に対して照明する設備が安全であることを求めている。なお、危険工室等内を照明する設備を工室外に設置する場合(窓から明かりを採る場合)は、その限りではないとしている。</p>	<p>【改正案】 十八 危険工室又は火薬類一時置場の照明設備には、漏電又は可燃性ガス若しくは粉じん等の爆発により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがない場合には、この限りでない。</p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条第1項第18号に規定する危険工室又は火薬類一時置場の照明設備の漏電又は可燃性ガス若しくは粉じん等の爆発により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 危険工室内又は一時置場内と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。 2. 危険工室内又は一時置場内に設ける場合は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護装置を設けた電灯及び電気配線とすること。
4	1	19	<p>【現行規則】 十九 危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部は、接地しておくこと。</p> <p>【規制の趣旨】 危険工室内の機械設備等に帯電した静電気、漏電、落雷の誘導電流による火薬類の発火等を防止するため、これら設備等の接地を求めている。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
4	1	20	<p>【現行規則】 二十 危険工室等には、内部又は外部の見やすい場所に掲示板を設け、火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料の種類及び最大数量、定員、取扱心得その他必要な事項を明記すること。</p> <p>【規制の趣旨】 火薬類の種類及び停滞量等の必要な事項が工室内外の作業者に周知するため、掲示板を設けることを求めている。</p>	<p>【改正案】 二十 危険工室等には、内部又は外部の見やすい場所に、火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項を掲示すること。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
4	1	21	<p>【現行規則】 二十一 危険工室に面して設置された普通木造建築物には、耐火的措置を講ずること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条第1項第21号に規定する普通木造建築物の耐火的措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 木板が露出している箇所に防火塗料を塗布すること。 2. 木板が露出している箇所を金属板等の不燃性物質で覆うこと。 3. 危険工室との間に防火壁を設置すること。
4	1	22	<p>【現行規則】 二十二 火薬類の飛散するおそれのある工室の天井及び内壁は、隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかなになるような措置を講ずること。</p> <p>【規制の趣旨】 工室内で取り扱う火薬類が飛散し、天井、壁の隙間に堆積することを防止。また、天井、壁に付着した火薬類を水洗で容易に取り除くことができる措置。</p>	<p>【改正案】 削除(12号に統合)</p>	
4	1	22の2	<p>【現行規則】 二十二の二 火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれのある設備には、粉じんの飛散を防ぐ措置を講ずること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
4	1	22の3	<p>【現行規則】 二十二の三 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。</p> <p>【規制の趣旨】 危険工室等内の火薬類の加熱による発火防止のため、特に、加熱状態が想定される硝化設備と乾燥設備において、最低限必要な温度測定装置の設置を義務付けている。</p>	<p>【改正案】 二十二の三 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備には、火薬類の過熱による爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。</p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条第1項第22号の3に規定する火薬類の過熱による爆発又は発火を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設備の温度変化を適切に測定できる温度測定装置を設けること。 2. 設備の温度変化により火薬類が爆発し又は発火するおそれがある場合は、一定の温度を超えたときに熱源へのエネルギー供給を遮断するための措置を講ずること。

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
4	1	22 の 4	<p>【現行規則】 二十二の四 火薬類を加圧する設備には、<u>安全装置を設けること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 加圧することで火薬類が爆発・発火しないための規定。 爆発・発火による危害を防ぐための規定。</p> <p>【見直しの考え方】 性能規定化してはどうか。</p>	<p>【改正案】 二十二の四 火薬類を加圧する設備には、<u>火薬類を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準案】</p> <p>●施行規則第4条第1項第2号の4に規定する火薬類を過度に加圧することを防ぐための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設備に、規定以上の圧力になれば自動的に減圧する安全装置が設けられていること。 2. 規定以上の圧力にはならない機構をもつ設備であること。
4	1	22 の 5	<p>【現行規則】 二十二の五 火薬類の製造中に静電気を発生し、<u>爆発又は発火するおそれのある設備には、静電気を有効に除去する措置を講ずること。</u></p> <p>二十二の五の二 雷薬又は滝剤の配合及びてん薬を行う危険工室の床及び作業台には、<u>導電性マットを敷設し、かつ、接地すること。</u></p> <p>二十二の六 静電気により爆発又は発火するおそれのある火薬類を取り扱う危険工室等には、<u>身体に帯電した静電気を除去するための設備を当該工室の入口に設けること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 設備の静電気を除去し、火薬類の発火を防止。</p>	<p>【改正案】 ※第22号の5、第22号の5の2、第22号の6を統合。</p> <p>二十二の五 危険工室には、<u>静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。</u></p>	<p>【例示基準案】</p> <p>●施行規則第4条第1項第2号の5に規定する危険工室の静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設備、装置、器具等は必要に応じて導電性のものを使用し、それらを接地すること。 2. 床及び作業台には、金属板、導電性マット（シート）等を敷設するか、導電性塗料を塗布する等の措置を講じ、かつ、それらを接地すること。 3. 雷薬又は滝剤の配合又はてん薬を行う危険工室の床及び作業台には、導電性マット（シート）を敷設し、かつ、接地すること。 <p>（※）静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置については、本基準の他に、施行規則第5条第1項第34号の基準についても留意すること。</p>
4	1	22 の 5 の 2	<p>【現行規則】 二十二の五の二 雷薬又は滝剤の配合及びてん薬を行う危険工室の床及び作業台には、<u>導電性マットを敷設し、かつ、接地すること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 静電気により火薬類が爆発・発火しないようにするための規定</p> <p>【見直しの考え方】 規制の趣旨が同じである二十二の五及び二十二の六に統合してはどうか。</p>	<p>【改正案】 削除【22号の5に統合】</p>	
4	1	22 の 6	<p>【現行規則】 二十二の六 静電気により爆発又は発火するおそれのある火薬類を取り扱う危険工室等には、<u>身体に帯電した静電気を除去するための設備を当該工室の入口に設けること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 火薬類を扱う者の静電気による火薬類の発火・爆発の防止のための措置。</p>	<p>【改正案】 削除【22号の5に統合】</p>	
4	1	23	<p>【現行規則】 二十三 可燃性ガス又は有毒ガスの発散するおそれのある工室には、<u>ガスの排気装置を設けること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 可燃ガスや有毒ガスによる危害を防止するための規定</p> <p>【見直しの考え方】 法令上の技術的修正</p>	<p>【改正案】 二十三 工室には、<u>可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置を設けること。ただし、これらのガスが発散するおそれがないときは、この限りでない。</u></p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
4	1	23 の 2	<p>【現行規則】 二十三の二 火薬類の乾燥を行う製造所にあつては、<u>火薬類を乾燥する工室を設けること。ただし、導火線の製造所又は煙火等の製造所にあつては、日乾場をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>【規制の趣旨】 火薬類の乾燥工程は、一般的に乾燥や加熱により火薬類の発火・爆発の危険性が增大する工程であることから、火薬類の種類や乾燥温度に関わらず一律に乾燥専用の工室を設置し、そこで乾燥を行うことが規定されている。 ただし、導火線や煙火等の製造所における乾燥工程は、室外に設置される日乾場で行われるのが一般的であり、この場合は日乾場をもって専用の工室と判断している。</p>	<p>【改正案】 二十三の二 火薬類の乾燥を行う製造所にあつては、<u>乾燥中に火薬類が爆発し又は発火するおそれがあるときは、火薬類を乾燥する工室を設けること。ただし、導火線の製造所又は煙火等の製造所にあつては、日乾場をもってこれに代えることができる。</u></p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
4	1	24	<p>【現行規則】 二十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装置は、<u>乾燥中の火薬類と隔離して設置すること。ただし、温水加温装置でその温度が乾燥温度とほぼ同一のものについては、この限りでない。</u></p> <p>【規制の趣旨】 火薬類が乾燥中に爆発・発火しないようにするための規定</p>	<p>【改正案】 二十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装置は、<u>乾燥中の火薬類が爆発し又は発火しないための措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準案】</p> <p>●第4条第1項第24号の乾燥中の火薬類が爆発し又は発火しないための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 加温装置を乾燥中の火薬類と隔離して設置すること。 2. 温水加温装置を用いて、その設定温度が乾燥温度とほぼ同一となるようにすること。

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			【見直しの考え方】 性能規定化してはどうか。		
4	1	24 の 2	【現行規則】 二十四の二 日乾場の乾燥台は、 <u>ほぼ六十センチメートルの高さとする</u> こと。 【規制の趣旨】 ・火薬類が落下することで爆発・発火しないようにするための規定 ・火薬類に砂塵が混入することで変質し、爆発・発火しないようにするための規定 【見直しの考え方】 性能規定化してはどうか。	【改正案】 二十四の二 日乾場の乾燥台は、 <u>火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び火薬類への砂じん等の混入を防止するための措置を講ずること</u> 。	【例示基準案】 ●第4条第1項第24号の2の火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び火薬類への砂じん等の混入を防止するための措置は、乾燥台の高さを60cm程度とすることとする。
4	1	24 の 3	【現行規則】 二十四の三 日乾場は、その他の施設に対する距離が二十メートル以下の場合には、その施設との間に、爆発の危険のある日乾場にあつては第三十一条の二に規定する <u>基準(ただし、高さは二・五メートル以上)</u> による簡易土堤又は第三十一条の三の規定により <u>経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設け、発火の危険のある日乾場にあつては防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講ずること</u> 。	【改正案】 二十四の三 日乾場は、その他の施設に対する距離が二十メートル以下の場合には、その施設との間に、爆発の危険のある日乾場にあつては第三十一条の二に規定する <u>簡易土堤(ただし、高さは二・五メートル以上)</u> 又は第三十一条の三に規定する <u>防爆壁を設け、発火の危険のある日乾場にあつては防火壁の設置その他延焼を遮断するための措置を講ずること</u> 。	【例示基準案】 なし
4	1	24 の 4	【現行規則】 二十四の四 日乾場には、 <u>必要に応じて日乾作業終了後火薬類を放冷するための設備を設けること</u> 。 【規制の趣旨】 乾燥させた火薬類に熱が残っていて、爆発・発火しないようにするための規定 【見直しの考え方】 「必要に応じて」の趣旨を明確化してはどうか。	【改正案】 二十四の四 日乾場には、 <u>火薬類を放冷するための設備を設けること。ただし、日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がないときは、この限りでない。</u>	【例示基準案】 なし
4	1	25	【現行規則】 二十五 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場は、 <u>危険区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと</u> 。 【規制の趣旨】 関連施設で爆発・発火が生じた際に、延焼させないための規定 【見直しの考え方】 性能規定化してはどうか。 また、「できるだけ」規定を見直すこととしたい	【改正案】 二十五 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場は、 <u>次のイからハまでに定めるところによること。</u> <u>イ 危険区域内に設けること。</u> <u>ロ 第三十一条に規定する土堤、第三十一条の三に規定する防爆壁又は防火壁を設けること。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。</u> <u>ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。</u>	【例示基準案】 ●第4条第1項第25号ハの周囲の火災を防止するための措置とは、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場の周囲の樹木、雑草等を伐採しておくこと又は周囲の樹木、雑草等に散水しておくこととする。
4	1	26	【現行規則】 二十六 火薬類又はその原料を運搬する容器は、 <u>できるだけ密軟質で収容物と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実にふたのできる構造とすること</u> 。 【規制の趣旨】 製造所内を輸送中に火薬類が変質・落下により爆発・発火しないようにするための規定 【見直しの考え方】 「できるだけ」規定を見直すこととしたい。	【改正案】 二十六 火薬類又はその原料を運搬する容器は、 <u>当該火薬類又はその原料と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造とすること</u> 。	【例示基準案】 なし
4	1	26 の 2	【現行規則】 二十六の二 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器は、 <u>収納することができる当該無煙火薬の質量が八十キログラム以下のもの</u> であり、かつ、材質はアルミニウム及び木材以外のものとする。ただし、当該容器の外側の一部に補強材として当該材質を用いる場合には、この限りでない。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
4	1	27	【現行規則】 二十七 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、 <u>手押し車、蓄電池車又はディーゼル車とし、手押し車にあつては火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造とし、蓄電池車又はディーゼル車にあつては経済産業大臣が告示で定める基準による構造とすること</u> 。 【規制の趣旨】 危険区域内で使用する火薬類の運搬車を、手押し車、蓄電池車及びディーゼル車に限定。これら運搬車に対して、運搬中の火薬類の発火・爆発を防止するため、以下の安全性能を求めている。 ①手押し車にあつては、火薬類に摩擦や衝動を与えない構造であること ②蓄電池車又はディーゼル車にあつては、火薬類に摩擦や衝動を与えないことその他、火薬類や運搬通路周辺の構造物等への着火源となる高温排気や電気火花の防止、更には絶縁措置が講じられていること等	【改正案】 二十七 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、 <u>運搬する火薬類その他周囲の火薬類が爆発し又は発火するおそれがないものであること</u> 。	【例示基準案】 ●施行規則第4条第1項第27号に規定する運搬する火薬類及び周囲の火薬類が爆発し又は発火するおそれのない運搬車とは、次のいずれかの基準に適合するものとする。 1. 手押し車であつて、運搬する火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの。 2. 蓄電池車であつて、次の基準によるもの。 イ 運搬する火薬類に摩擦及び衝動を与えないように、荷台又は荷台と車軸との間に適当な緩衝装置を備えること。 ロ 蓄電池は、使用電圧が80V以下に保たれていること。 ハ 電気設備は、車体との絶縁が十分に保たれ、振動によって緩まないように固定され、適当な覆いがされていること。 ニ 電気系統の短絡等による火花や火焰の発生がないよう常に点検及び整備がされていること。 ホ 消化器が備えられていること。

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			<p>【見直しの考え方】 現行基準では、火薬類の運搬車には、手押し車、蓄電池車及びディーゼル車のみが使用を認められているところ。今後は、これら3方式以外でも必要とされる安全性が確保される方式であれば認められるような規則に変更してはどうか。</p>		<p>3. ディーゼル車又はガソリン車であつて、以下の基準によるもの。 イ 電気設備は、車体との絶縁が十分に保たれ、振動によって緩まないように固定され、適当な覆いがされていること。 ロ 排気管及び消音器は、継目その他から排気の漏れがなく、運搬する火薬類その他周囲の火薬類からの距離が200mm未満の部分には適当な防熱措置が講じられていること。 ハ 排気管は、運搬する火薬類その他周囲の火薬類に影響を与えない位置において開口していること。 ニ 燃料やオイル漏れ、電気系統の短絡等による火花や火焰の発生がないよう常に点検及び整備がされていること。 ホ 消火器が備えられていること。</p>
4	1	28	<p>【現行規則】 二十八 火薬類の運搬通路の路面は平坦にし、地形上やむを得ない場合のほかは、こう配は、五十分の一以下とすること。</p> <p>【規制の趣旨】 火薬類の発火、爆発の防止を目的として火薬類に衝撃を与えないため、危険工室内で使用する火薬類を運搬する通路は、路面を平坦にし、地形上やむを得ない場合を除き最大勾配を1/50とすることが規定されている。</p>	<p>【改正案】 二十八 火薬類の運搬通路の路面及び勾配は、<u>火薬類を安全に運搬できるものであること。</u></p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第4条第1項第28号に規定する安全に運搬できる運搬通路は、路面が平坦であり、地形上その他やむを得ない場合のほかは、勾配が50分の1以下とすることとする。</p>
5	1		<p>【現行規則】 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業(不発弾等の解撤作業を除く。)を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p>		
5	1	1	<p>【現行規則】 一 信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬は、あらかじめ、信号焰管、信号火せん又は煙火にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量及び一月に製造する最大数量を、これらの原料用火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲及び一日に製造する最大数量を定め、当該構造及び組成に従い、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	1 の 2	<p>【現行規則】 一の二 前号に掲げる火薬類以外の火薬類は、あらかじめ火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲を、火工品にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量を定め、当該成分配合比の範囲内で、当該構造及び組成に従い、かつ、当該最大数量以下で製造すること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	1 の 3	<p>【現行規則】 一の三 可塑性爆薬は、経済産業大臣が告示で定める物質を経済産業大臣が告示で定める量以上含むように製造すること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	2	<p>【現行規則】 二 危険区域内には、作業に必要な従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	3	<p>【現行規則】 三 危険工室等には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	4	<p>【現行規則】 四 危険区域内においては、酒気を帯びて作業をしないこと。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	5	<p>【現行規則】 五 危険区域内においては、特に静粛、かつ、丁寧な作業を行うこと。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	6	<p>【現行規則】 六 工室又は火薬類一時置場は、常に清潔に掃除し、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が火薬類に混入することを防ぎ、強風の場合には、砂塵の飛揚を防ぐためできるだけ工室の付近に散水する等の適切な措置を講ずること。</p> <p>【規制の趣旨】 異物混入による摩擦等による火薬類の発火・爆発の危険性の増大を防ぐための措置。</p>	<p>【改正案】 六 工室又は火薬類一時置場は、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が混入することにより火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火するおそれがあるときは、<u>当該危害を防止するための措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準案】 ●第5条第1項第6号の異物が混入することにより火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火するおそれがあるときの当該危害を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。 1. 工室又は火薬類一時置場は、常に清潔に掃除すること。 2. 強風の場合には、砂じんの飛揚を防ぐため、必要に応じて工室又は火薬類一時置場の付近に散水すること。</p>
5	1	7	<p>【現行規則】</p>	<p>【改正案】</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			七 危険工室等には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。 【規制の趣旨】 危険工室内の火薬類等への発火・爆発防止のため、工室内に持ち込める灯火を携帯電灯のみとしている。	七 危険工室等には、携帯電灯以外の灯火又は電磁波を放射する機器であつて、取り扱う火薬類が爆発し若しくは発火するおそれがあるものを携えないこと。ただし、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場における試験又は焼却のために用いられるものについては、この限りでない。	
5	1	8	【現行規則】 八 危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を <u>たい積</u> しないこと。 【規制の趣旨】 危険工室内の火薬類の発火等を防ぐために、危険工室内及び危険工室付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすいものをたい積しないことで、危険工室内外の火災を防止することを求めている。	【改正案】 八 危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を <u>堆積</u> しないこと。ただし、 <u>梱包材の一時存置等の作業上やむを得ない場合に一時的に堆積する場合は、この限りでない。</u>	【例示基準案】 なし
5	1	9	【現行規則】 九 危険工室等には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、それぞれ停滞量及び同時に存置することができる火薬類の原料の最大数量を定め、これを超えて火薬類又はその原料を存置しないこと。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
5	1	10	【現行規則】 十 火薬類の製造上特に温度に関係のある作業については、その温度の範囲を定め、その範囲内で作業すること。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
5	1	10の2	【現行規則】 十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、集積することなく、第四条第一項第二十四号の四の規定により設けられた設備で常温まで放冷した後でなければ、日乾場から他の場所に移動しないこと。 【規制の趣旨】 日乾後の火薬類は温度が高く、そのまま集積すると、発火・爆発の危険性があるため、煙火等の乾燥工程である日乾場からの火薬類の移動は、常温まで放冷した後に行われるべきことが規定されている。	【改正案】 十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、集積することなく、第四条第一項第二十四号の四の規定により設けられた設備で十分に放冷した後でなければ、日乾場から他の場所に移動しないこと。	【例示基準案】 なし
5	1	11	【現行規則】 十一 危険工室内で使用する機械、器具又は容器は、常にそれらの機能を点検し、 <u>手入れを怠らない</u> こと。 【規制の趣旨】 危険工室内で使用する機器等への日頃のメンテナンスの必要性を規定。	【改正案】 十一 危険工室内で使用する機械、器具又は容器は、常にそれらの機能を点検し、 <u>整備し、不具合のある場合は使用しない</u> こと。	【例示基準案】 なし
5	1	12	【現行規則】 十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、必ず当該工室の外において、製造保安責任者の指示に従って、 <u>その機械、器具又は容器に付着又は浸透した火薬類を除去した後でなければ着手しないこと。ただし、やむを得ずその工室内で修理する場合には、室内の危険物を安全な場所に移す等の必要な措置を講じた後で行わなければならない。</u> 【規制の趣旨】 機械類を不用意に修理することによる危害を防止するための規定 【見直しの考え方】 性能規定化してはどうか。	【改正案】 十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、製造保安責任者の指示に従って、 <u>あらかじめ危険予防の措置を講ずること。</u>	【例示基準案】 ●施行規則第5条第1項第12号に規定する機械、器具又は容器を修理する場合の危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。 1. 当該工室の外において、修理する機械等に付着又は浸透した火薬類を除去した後で修理に着手すること。 2. 当該工室の外で修理を行うことが困難である場合には、修理に着手する前に次の措置を講ずること。 イ 工室内の火薬類その他の危険物を安全な場所に移すこと。 ロ 修理する機械等に付着又は浸透した火薬類を除去すること
5	1	13	【現行規則】 十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。 【規制の趣旨】 工室又は一時置場を不用意に改修又は修繕することによる危害を防止するための規定 【見直しの考え方】 工室又は一時置場の改築・修繕は、12号に規定する機械・器具等の「改築又は修繕」と同様、不用意に改修又は修繕を防止するため製造保安責任者の指示に遵守すべきではないか。	【改正案】 十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、 <u>製造保安責任者の指示に従って、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。</u>	【例示基準案】 ●施行規則第5条第1項第13号に規定する危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときの危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。 1. 当該危険工室又は火薬類一時置場内の火薬類その他の危険物を安全な場所に移すこと。 2. 当該危険工室又は火薬類一時置場内の内面や機械等に付着又は浸透した火薬類を除去すること。
5	1	14	【現行規則】 十四 危険工室は、その目的とする作業以外に使用しないこと。	【改正案】 改正なし	【例示基準案】 なし
5	1	15	【現行規則】 十五 火薬類の廃棄又は不良品は、 <u>一定の廃棄容器に収納し、これらが発生した日のうちに一定の場所で廃棄すること。ただし、強風等により当該日のうちに適切な廃棄ができない場合は、確実な危険予防及</u>	【改正案】 十五 火薬類の廃棄又は不良品は、 <u>危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で速やかに廃棄すること。</u>	【例示基準案】 ●施行規則第5条第1項第15号に規定する火薬類の廃棄又は不良品の廃棄における危険予防及び盗難防止の措置とは、次の基準によるものとする。 1. 廃棄するまでの間、専用の廃棄容器に収納し及び移送すること。

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			<p><u>び盗難防止の措置を講じた上で、適切な廃棄が可能となったときに速やかに廃棄することとする。</u></p> <p>【規制の趣旨】 廃棄火薬類又は不良火薬類について、一定の廃棄容器に収納した上で、原則として発生した日のうちに廃棄する事を求めている。</p> <p>【見直しの考え方】 発生した日のうちに廃棄が物理的に不可能な場合や、必ずしも当日中に廃棄しなくてもよいと考えられる火薬類もあることから、「当該日」を「速やかに」と変更してはどうか。</p>		2. あらかじめ定められた場所において、廃棄を行うこと。
5	1	16	<p>【現行規則】 十六 火薬類並びにその原料及び半製品(以下この号において「火薬類等」という。)の運搬には、衝突、転落、転倒、著しい動揺その他当該火薬類等に摩擦及び衝動を与えないように慎重に行うこと。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	16の2	<p>【現行規則】 十六の二 蓄電池車及びディーゼル車は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれのある工室及びその付近に入れないこと。</p> <p>【規制の趣旨】 蓄電池車及びディーゼル車が火薬類又は可燃性ガスの着火源となり、危険区域内や危険工室内で発火等が発生することを防止するため、これら車両が入れる場所を制限した規定。</p>	<p>【改正案】 十六の二 原動機をもつ車両は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれがある工室及びその付近に入れないこと。ただし、飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない。</p>	<p>【例示基準案】 ●施行規則第5条第1項第16号の2に規定する飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。 1. 工室又はその付近の当該車両が入る部分及びその周囲は、常に清掃し飛散した火薬類が存在しない状態とすること。 2. 工室又はその付近の当該車両が入る部分及びその周囲は、発散する可燃性ガスの濃度が爆発下限界の1/4以下である状態とすること。 3. 1. 又は2. の場合において、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散したときは、直ちに車両を停止させ、飛散した火薬類の粉末又は発散した可燃性ガスを除去するまで車両を動かさないこと。</p>
5	1	17	<p>【現行規則】 十七 火薬類、油類等の付着しているおそれのある布類その他の廃材は、一定の容器に収納し、毎日作業終了後工室外に搬出して一定の場所で<u>危険予防の措置を講ずること。</u></p>	<p>【改正案】 十七 火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、一定の容器に収納し、毎日作業終了後工室外に搬出して、一定の場所で<u>周囲に可燃物を置かない等の危険予防の措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	18	<p>【現行規則】 十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、それぞれ一定の場所で行うこと。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	19	<p>【現行規則】 十九 火薬類の製造試験は、試験のために特に設けられた危険工室で行うか、又は平常作業を中止し、その目的に転用した危険工室で行うこと。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	19の2	<p>【現行規則】 十九の二 前二号及び第二十八号に掲げるもの以外の火薬類の製造作業は、一定の工室で行うこと。ただし、次の各号の<u>一</u>に該当する場合は、この限りでない。 イ 一定の日乾場において日乾作業を行う場合 ロ 第四条第一項第四号及び第四号の二に規定する危険工室の例により設けられた一定の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を行う場合 ハ 第四条第一項第四号及び第四号の二に規定する危険工室の例により設けられた一定の星打ち場又は一定の星掛け場であつて日光の直射を防ぐ措置を講じたものにおいて星打ち作業及び星掛け作業を行う場合</p>	<p>【改正案】 十九の二 前二号及び第二十八号に掲げるもの以外の火薬類の製造作業は、一定の工室で行うこと。ただし、次の<u>いずれか</u>に該当する場合は、この限りでない。 イ 一定の日乾場において日乾作業を行う場合 ロ 第四条第一項第四号及び第四号の二に規定する危険工室の例により設けられた一定の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を行う場合 ハ 第四条第一項第四号及び第四号の二に規定する危険工室の例により設けられた一定の星打ち場又は一定の星掛け場であつて日光の直射を防ぐ措置を講じたものにおいて星打ち作業及び星掛け作業を行う場合</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	20	<p>【現行規則】 二十 火薬類は、経済産業大臣が告示で定める基準による容器包装(容器及び火薬類を収納するために必要な構成材料をいう。以下同じ。)に収納すること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	21	<p>【現行規則】 二十一 容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに打揚げ煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用方法を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかな内装容器については、この限りでない。</p>	<p>【改正案】 二十一 容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに打揚げ煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用方法を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかな内装容器については、この限りでない。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	22	削除		
5	1	23	削除		
5	1	24	<p>【現行規則】 二十四 外装容器には、衝撃注意、火気厳禁その他の取扱いに必要な注意事項を記載すること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
5	1	25	<p>【現行規則】 二十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合には、当該火薬類一時置場の内壁から三十センチメートル以上を隔て、枕木又はすのこ(その表面にくぎ等の鉄類を表さないこと。)を置いて平積みとし、かつ、その高さは一・八メートル以下とすること。</p> <p>【規制の趣旨】 無煙火薬を存置する際、「温度/湿度」「荷崩れ/落下」による爆発/発火を防ぐための規定</p> <p>【見直しの考え方】 性能規定化してはどうか。</p>	<p>【改正案】 二十五 火薬類一時置場に無煙火薬(火工品の原料として使用する無煙火薬を除く。次号において同じ。)を存置する場合には、<u>通気を確保するため当該火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触れない措置を講ずるとともに、荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこと。</u></p>	<p>【例示基準案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施行規則第五条第一項第二五号に規定する無煙火薬が火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触れない措置とは、次の基準によるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 無煙火薬を火薬類一時置場の内壁から30cm以上離すこと。 2. 無煙火薬は次のいずれかを使用して存置すること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 枕木 ロ すのこ(木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの) ハ パレット(木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの) ニ 柵(木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの) ●施行規則第五条第一項第二五号に規定する無煙火薬が荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこととは、次の基準によるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 荷崩れによる落下を防ぐため平積みとすること。 2. 安全に搬出入するため、無煙火薬を積む高さは1.8m以下とすること。
5	1	26	<p>【現行規則】 二十六 無煙火薬を火薬類一時置場に存置することができる期間は、当該無煙火薬の製造工程中に使用するいずれかの火薬類一時置場に最初に存置した日から通算して六月間とする。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	27	<p>【現行規則】 二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。ただし、やむを得ず存置する場合には、<u>見張をつける等盗難防止の措置を講じなければならない。</u></p> <p>【規制の趣旨】 工室内に火薬類を存置することによる盗難を防止するための規定</p> <p>【見直しの考え方】 本基準と同様の内容を定める移動式製造設備の基準と整合させてはどうか。</p>	<p>【改正案】 二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、<u>必要に応じて安全な措置を講じた後に、見張りを行う等盗難防止の措置を講ずること。</u></p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	28	<p>【現行規則】 二十八 赤燐を取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。</p>	<p>【改正案】 二十八 赤りんを取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	29	<p>【現行規則】 二十九 マグネシウム粉、アルミニウム粉、マグネリウム粉又は亜鉛末を含有する火薬類の製造には、水分による発熱によつて発火しないような措置を講ずること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	30	<p>【現行規則】 三十 塩素酸塩若しくは亜塩素酸ナトリウム又は塩素酸塩若しくは亜塩素酸ナトリウムを含有する火薬若しくは爆薬を取り扱う器具及び容器には、その旨を明記し、その他の火薬及び爆薬の取扱いのために使用しないこと。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	31	<p>【現行規則】 三十一 球状の打揚煙火の外殻のはり付け作業を行った後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。</p>	<p>【改正案】 三十一 球状の打揚煙火の外殻の貼り付け作業を行った後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	31の2	<p>【現行規則】 三十一の二 直径が十センチメートルを超える球状の打揚煙火には、割り薬を完全に点火させるような伝火薬を取り付けること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	31の3	<p>【現行規則】 三十一の三 球状の打揚煙火の割り薬として塩素酸塩を含有する火薬又は爆薬を使用する場合には、割り薬と星とが直接に接触しないような措置を講ずること。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	32	<p>【現行規則】 三十二 赤燐を取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。</p>	<p>【改正案】 三十二 赤りんを取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	33	<p>【現行規則】 三十三 薬紙、速火線の切断等の摩擦又は衝撃を加える作業は、少量ずつ行うこと。</p>	<p>【改正案】 改正なし</p>	<p>【例示基準案】 なし</p>
5	1	34	<p>【現行規則】 三十四 雷薬又は滝剤の配合作業又はてん薬作業を行う際には、次の各号の措置を講ずること。</p>	<p>【改正案】 三十四 静電気により爆発し又は発火するおそれがある火薬類を取り扱う際には、作業者の身体等に帯電</p>	<p>【例示基準案】</p>

条	項	号	現行規則及び規制の趣旨	見直し後の規制のイメージ	例示基準のイメージ
			<p><u>イ 履物及び手袋は導電性のものを着用すること。</u> <u>ロ ふるい、たらい及び小分け用スコップは、導電性のもの(鉄製のものを除く。)を使用すること。</u></p> <p>【規制の趣旨】 静電気による危害を防ぐための規定</p> <p>【見直しの考え方】 性能規定化してはどうか。</p>	<p><u>した静電気を有効に除去するための措置を講ずること。</u></p>	<p>●施行規則第5条第1項第34号に規定する作業者の身体等に帯電した静電気を有効に除去する措置とは、次の基準によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 衣類、履物及び必要に応じ手袋は、静電気の帯電を防止するものを着用すること。 2. 雷薬又は滝剤の配合及び填薬を行う際には、履物及び手袋は導電性のものを着用すること。 3. 雷薬又は滝剤の配合及び填薬を行う際には、ふるい、たらい及び小分け用スコップは導電性のもの(鉄製のものを除く)を使用すること。 <p>(※) 静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置については、本基準の他に、施行規則第4条第1項第22号の5の基準にも留意すること。</p>
5	1	35	<p>【現行規則】</p> <p>三十五 噴出薬を詰めた筒をわきに挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を噴き出させることにより消費する煙火(以下「手筒煙火」という。)の製造を行う際には、次のイからへまでのいずれにも適合すること。</p> <p>イ 噴出薬に使用する火薬類は黒色火薬のみとし、星その他の煙火を混入しないこと。</p> <p>ロ 噴出薬のてん薬作業は、空隙が生じないよう密に詰めて行うこと。</p> <p>ハ 筒は亀裂等がないものを使用すること。</p> <p>ニ 噴出口は筒先の面の中心に設け、その直径は筒の内径の三分の一以上とすること。</p> <p>ホ 噴出口の補強に用いる部材には、石膏、セメント等は使用せず、土、木材等の軽量なものを使用すること。</p> <p>へ 手筒煙火であって、第八十四条第九号の規定により十八歳未満の者が取り扱うことのできるもの(以下「特定手筒煙火」という。)の製造を行う際には、イからホまでに定めるもののほか、経済産業大臣が定める基準に適合すること。</p>	<p>【改正案】</p> <p>三十五 噴出薬を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を噴き出させることにより消費する煙火(以下「手筒煙火」という。)の製造を行う際には、次のイからへまでのいずれにも適合すること。</p> <p>イ 噴出薬に使用する火薬類は黒色火薬のみとし、星その他の煙火を混入しないこと。</p> <p>ロ 噴出薬の填薬作業は、空隙が生じないよう密に詰めて行うこと。</p> <p>ハ 筒は亀裂等がないものを使用すること。</p> <p>ニ 噴出口は筒先の面の中心に設け、その直径は筒の内径の三分の一以上とすること。</p> <p>ホ 噴出口の補強に用いる部材には、石膏、セメント等は使用せず、土、木材等の軽量なものを使用すること。</p> <p>へ 手筒煙火であって、第八十四条第九号の規定により十八歳未満の者が取り扱うことのできるもの(以下「特定手筒煙火」という。)の製造を行う際には、イからホまでに定めるもののほか、経済産業大臣が定める基準に適合すること。</p>	<p>【例示基準案】</p> <p>なし</p>